

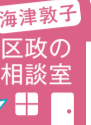


連絡先

電話 080-3027-2758

住所 文京区小石川4-14-24-107

学校、子育て、介護等々、気軽にご相談ください。一人で、家族だけで抱えて悩んでいると迷路へ入ってしまうことがあります。あなたの「今」に間に合うように解決策を共に考えていきます。ご相談に応じ専門家と連携します。



# 海津敦子新聞

徹底的に区民目線で区政をチェック!

あなたの「今」に間に合うように 子育て・教育・福祉の専門性をもってより良い文京区に

所属委員会 ◆ 総務区民委員会 / 災害対策特別委員会 / 議会運営委員会

プロフィール

1961年生まれ 共立女子大卒 1983年テレビ朝日入社 1992年退社後フリーで活動 著書「先生 親の目線をお願いします」(学研教育出版)他多数 2011年文京区議初当選

## 区民の税金、誰がどう決めているのか？

### — 「内容が良ければそれでいい」のか？ —



問われているのは「決め方」です。  
「何をやるか」ではなく、「どう決めたか」が問われます。

行政は「手続きが命」—信頼は、決め方で決まります。

手続きは、単なる事務作業ではありません。決め方ひとつで、区民の信頼は生まれも、失われもします。税金を使う以上、なぜこの政策なのか、どう決まったのかを説明できることが求められます。

#### 決め方が見えない文京区の事例

#### 問題点

見えない目的

入学準備金

▶ 一番必要なところに届かない

見えない比較・選択

国際バカロレア機構 (IB機構) による教員研修

▶ 教員研修について、なぜIBなのか、比較検討をしたというが、その記録は一切確認できない

見えない公平性

旧元町小学校 (元町ウェルネスパーク) 敷地貸付け

▶ 公募後に賃料の考え方が変わる

#### なぜ、起きるのか

文京区では、「どう決めるか」という手続きの重要性が十分に認識されていないためです。

#### 行政の決め方、あなたならどう見ますか？

次の3つのポイントでチェックできます。

- ① 目的: なぜやるのか (課題は明確?)
- ② 比較: なぜこの方法なのか (他より良い?)
- ③ 公平性: どう決めたのか (誰もが同じ扱い?)

1つでも欠ければ、その決定には疑問符がつきます。

#### 入学準備金 なぜ、不自然な線引きなのか

見えない目的

本当に必要な家庭に届かない設計になっています。

来年2月頃、区は入学準備金(小5万・中10万)を所得制限なしで全世帯に支給します。しかし驚くべきことに、「既存の支援で足りている」という根拠不明な理由で、生活保護・就学援助世帯は対象外です。入学の実費は、既存の支援だけでは足りません。なぜ、この不自然な線引きなのか。全世帯に支給する新宿区と比べても、文京区の設計は不条理です。本来、最も支援が必要な家庭に届けるのが行政の責任。その役割を果たしているとは到底言えません。

新宿区と文京区の給付対象比較		
	新宿区	文京区
金額	5万/10万	同額
対象	全世帯	生活保護・就学援助世帯は対象外

#### 公有地貸付け なぜ、評価額8割減？

見えない公平性

なぜ、この金額なのか見えません。

順天堂大学に貸し付けている旧元町小学校敷地(元町ウェルネスパーク)は、本来の評価額から約8割減額されています。問題は、その算定方法が公募時に示されていなかったことです。その内容は、順天堂大を選定した後に明らかにされました。

- 公募に応募した他の事業者との公平性は保たれているのか
- 誰にでも説明できる決め方なのか

「決め方」の透明性が問われます。

#### なぜIB? 比較の記録なし

見えない比較・選択

なぜIBなのか。その理由が見えません。区長の紹介から検討が始まったIB機構の導入。しかし、他の研修案と比較検討した記録は一切ありません。なぜ他ではなくIBなのか? 根拠が見えないままでは、その決定の妥当性を区民は検証すらできません。

既存学習との「違い」	→ 不明
他案との「比較」	→ 記録なし
選定の「妥当性」	→ 検証不能

### 共通しているのは、ただ一つ。判断の過程が見えないこと

#### 今、文京区で起きている事

見えない目的

見えない比較・選択

見えない公平性

何をやるかではなく、「どう決めた」のか。ここが行政への信頼を左右します。

政策に不可欠なのは、「目的」「比較」「決め方」の3つです。ここで言う「決め方」とは、単なる形式ではなく、決定に至るプロセスそのものです。決め方ひとつで、支援の成否は

変わります。だからこそ区は、一人ひとりの暮らしに目を向けた判断をすべきです。

- どのような基準で決めたのか
- その過程を誰にでも説明できるか

税金を使うことは、誰かの暮らしに責任を持つということ。私は区民の代表として、この当たり前の「決め方」が守られるまで問い続けます。



# 「子どもの権利」と「心の安全」は本当に守られているか？

## こどもの権利条例は「理念」で終わらせない

理念だけでは、子どもの日常は変わりません。

こどもの権利条例がスタート。土台にあるのは、「差別を許さない」「最善の利益」です。しかし、その理念は本当に反映されているでしょうか。「こどもの最善の利益」は、守るべき約束です。権利が守られているかは、日常の小さな違和感に現れます。

見えにくい課題が残っていないか	声を上げにくい環境になっていないか	一部の子供を除外していないか	差別や偏見はないか
-----------------	-------------------	----------------	-----------

一つでもあれば、子どもは安心できません。

## 教職員の人権意識と「こどもの権利」の実効性

### 子どもの権利条約の4つの原則

現場が変わらなければ、権利は機能しません。ある中学生は、区長・教育長に手紙で訴えています。

「知らない！ 守ってない！ こどもの権利」

これは、**理念と学校現場のズレを示す、子どもの実感**です。さらに、中学生は訴えます。

「先生たちに人権を理解してもらう方法を教えてください」

区は、研修やアンケートを行っています。しかし、問われているのは、「やったか」ではなく、「現場が変わったか」です。大切なのは・・・

- 子どもが安心して意見を言えるか。
- 大人の都合を押し付けていないか。

## 「学校任せ」では権利は守れない

学校の中だけでは、子どもの権利は守れません。

先生には話しにくく、本音を言えない子どももいます。教育委員会も学校側に立つと受け止められる中、子どもの権利を守り、回復するために必要なのは・・・

- 第三者による評価
- 学校外で子どもの声を受け止める仕組み

学校から独立した存在だからこそ、子どもは安心して声を出せます。

## こどもの権利擁護委員は機能するのか

制度があっても、機能しなければ意味はありません。

この制度は、第三者として調査し是正を求める仕組みです。大切なのは、子どもが勇気を出して上げた声を、大人が正面から受け止めること。その声をもとに、子どもたちが伸びやかに過ごせる環境へ、実際に変えていくことです。



改善ではなく、報告で終わるなら、それは「説明」であって、救いではありません。

見極めるべきなのは・・・

- 子どもが「ここに相談すれば変わる」と信じられること
- 現場が実際に行動を変えること

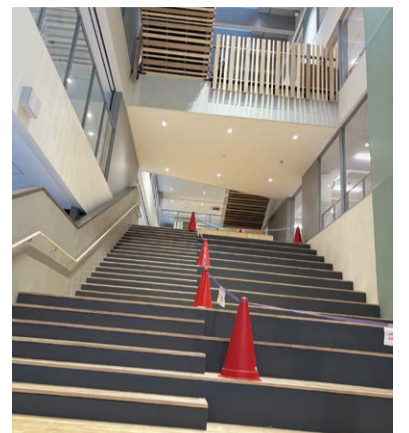
子どもの権利は守られ、回復されてはじめて意味があります。

## これは不便ではなく、不公平です

誰かの不便を前提にした設計は、「誰もが使いやすい学校」ではありません。

現実、建替えたばかりの学校で、使いやすさに差が生まれています。

明化小学校	手すりは片側のみ
柳町小学校	エレベーターが離れていて車いすの子だけ別動線



明化小の階段の手すり。片側のみ設置されている

区は「運用（助け合い）で対応」と言いますが、それでは解決になりません。

困る人を生まないかどうかは、最初の「考え方」で決まります。学校の形は、社会のあり方そのものです。設計の段階で不公平を生んでいる以上、区の責任は極めて重いものです。



## 仕組みだけで、子どもを守り切れるのか？ ～包括的性教育～

性教育は、自分を護るための「人権教育」です。

日本版DBS（子どもに関わる職に就く人の性犯罪歴を確認する新制度）により守る仕組みは強化されますが、十分ではありません。現場では、自分の心と体の守り方、困った時の相談先、性行為や避妊の知識など、自分を護るために不可欠な内容が不足しています。こうした知識は、自らの体を守り、相手の権利を尊重するための「一生の土台」です。



- 知識はリスクではありません。
- 知らないことこそが、リスクです。

守る仕組みとあわせて、子どもの「知る権利」の保障が必要です。

## 学校トイレ、男女同数で本当に大丈夫ですか？

男女同数＝公平とは限りません。混雑しやすい女性トイレでは、日常的に不便や我慢が生まれています。その状態のまま災害を迎えれば、負担はさらに深刻になります。

災害関連死の多くは、ストレスの積み重ねによるものです。学校トイレの充足は、非常時の命を守る「できる備え」です。

しかし文京区は、**建替えたばかりの学校も男女同数のまま**。これから建替える小日向台町小の基本設計も「男女同数」です。

**日常の不便は、非常時のリスク**。女性の利用実態に合わせ、トイレの数そのものを見直す。設計の段階から変えていくことが不可欠です。

国際基準のトイレの男女比目安 : 文京区では未だ男女同数

国際基準「スフィア基準」  
内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(2024改定)

行政に問われているのは、理念を掲げたかではなく、「現場が変わったか」です。

条例は、つくって終わりではありません。現場で使われ、対応を見直しながら、子どもたちの日常が良くなってこそ、理念は初めて意味を持ちます。その積み重ねが、子どもの権利を守り、「誰ひとり取り残さない社会」につながります。

